

意見書第3号

人種や国籍等に係る差別を煽る言動（ヘイトスピーチ）の根絶に向けた対策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年7月、自由権規約委員会は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、法による規制を行うなど適切に対処すべきとの勧告をしました。

更に翌8月、人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなど、ヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所が、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件の判決において違法性を認め、最高裁判所もこれらを認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がなされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては表現の自由に配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を速やかに実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月25日

兵庫県朝来市議会議長 山本 正之